

IV-1

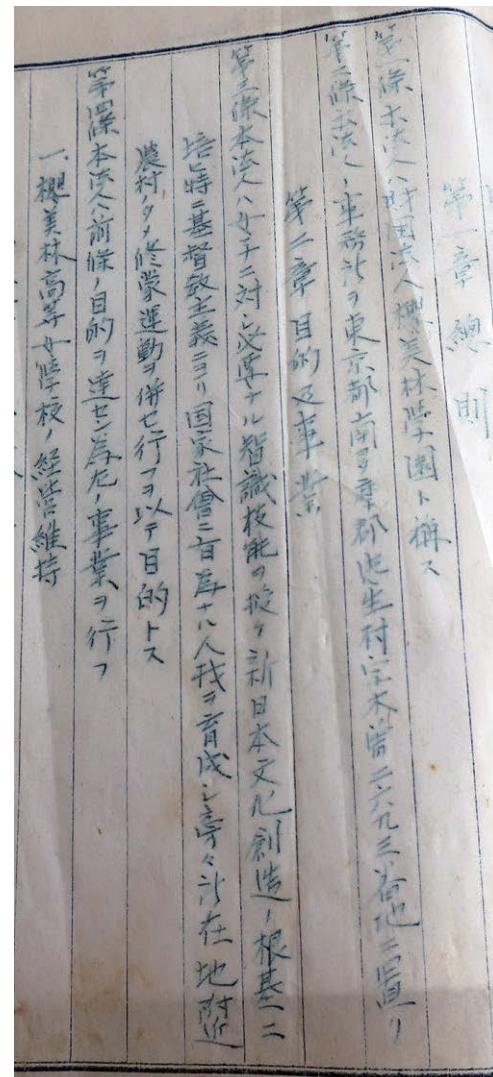
桜美林中学・高校・幼稚園
桜美林高等女学校

高等女学校としてスタート

桜美林高等女学校・英文専攻科（申請1946年4月25日）は、財団法人桜美林学園とともに同年5月29日に認可された。学園の「寄附行為」「第二章 目的及事業 第三条」では、女子に対し「智識技能」を授け、キリスト教主義により国家社会に有為なる人材を育成することに加え、付近農村のための修蒙運動の実施を謳っている。桜美林高等女学校の認可は、当時として異例の速さであったと伝えられているが、その要因の一つは、北京の地ですでに日本の教育制度に則った高等女学校の認可を得ていた故と推測される。ところで、高等女学校・英文専攻科は当然のことながら、女子の生徒のみでスタートした。ところが同年秋になると数名の男子学生が入学を希望してきたので、事実上男女共学となった。翌1947年、「寄附行為」「第二章 第三条」は「本法人は男女青少年に対し、必須な知識技能を授け」と変更された。なお、高等女学校卒業生は、戦後の学制改革により1回生のみの輩出にとどまった。



■「桜美林高等女学校」の看板が立てられた玄関
玄関の右には、「財団法人桜美林学園事務所」の看板が見える。



■「財団法人桜美林学園寄附行為」「第二章 第三条」部分（1946年5月29日認可）
「本法人ハ女子ニ対シ必要ナル智識技能ヲ授ケ」と謳われていたが、翌年から「男女青少年に対して」に変更された。



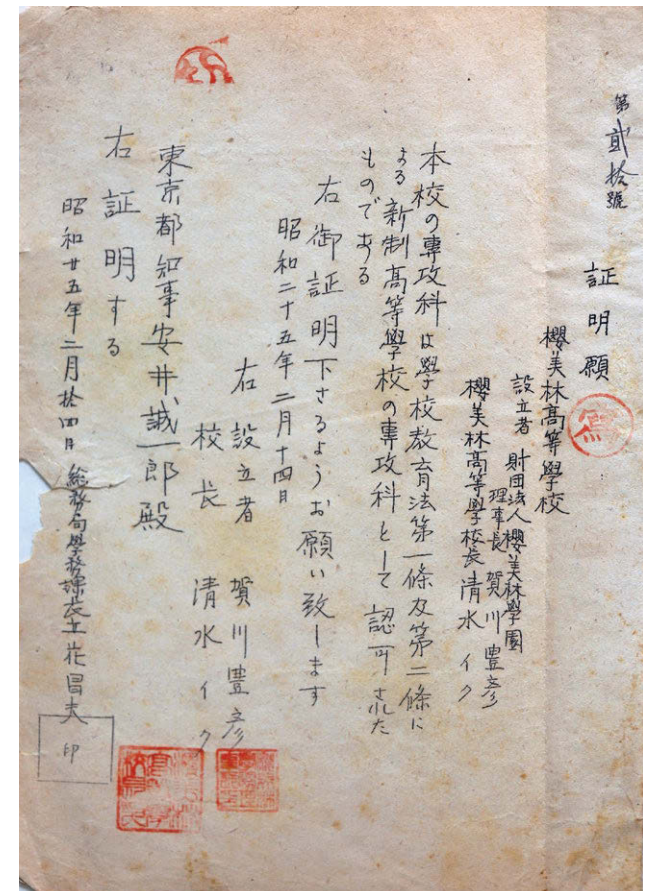
■英文専攻科1期生と担任教員
川村健爾
女子のみのクラスであった頃の撮影と推定される。



■男子学生も加わった高等女学校1期生の集合写真
1946年の秋以降、男子学生が加わり、事実上の「男女共学」となった。第1期卒業生男子は「高等女学校卒業」であった。2列目左から3人目大野一男は後に本学園の教員となった。



■2期生に該当する学年の卒業記念
前列右から3人目安三、隣に和服姿の郁子。



■専攻科から新制高等学校への移行の証明書申請文書（1950年2月14日）
同文書は、「本校の専攻科は学校教育法第一条及第二条による新制高等学校の専攻科として認可されたものである。右御証明下さるようお願い致します」と願ひ出ているが、同月24日付で、証明。